**水俣市「運営推進会議及び介護・医療連携推進会議」の設置及び運営**

**に係るガイドライン**

**（平成３０年４月１日版）**

　このガイドラインは、指定地域密着型サービス事業者に義務付けられている「運営推進会議及び介護・医療連携推進会議（以下「運営推進会議等」という。）」の設置及び運営について、本市における指針を示すものです。

　各事業者においては、このガイドラインに沿った「運営推進会議等」の設置及び運営をお願いします。

**１　ガイドラインの目的**

本ガイドラインは、運営推進会議等が、地域密着型サービスの趣旨を踏まえ、法令に定められた責務を遂行するほか、事業の実施状況等を評価するための機関として適切に運営されることをもって、地域密着型サービス事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与することを目的とする。

**２　設置義務のある事業者（※）**

（１）　定期巡回・随時対応型訪問介護看護　　　　　　　　介護・医療連携推進会議

（２）　（介護予防）認知症対応型通所介護

（３）　（介護予防）小規模多機能型居宅介護

（４）　看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

（５）　（介護予防）認知症対応型共同生活介護

（６）　地域密着型通所介護（小規模通所）　　　　　　　　　　運営推進会議

（７）　療養通所介護（定員9人以下）

（８）　地域密着型特定施設入居者生活介護

　（９）　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※　合同で運営推進会議等を開催する場合。（H30.4.1制度改正により追加された内容）

運営推進会議等の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合は、複数の事業所の運営推進会議等を合同で開催することが可能です。

1. 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
2. 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えない。
3. 合同で開催する回数が、１年度に開催すべき運営推進会議等の開催回数の半数を超えないこと。

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小

規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地

域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ）

1. 外部評価を行う運営推進会議等は、単独で開催すること。

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小

規模多機能型居宅介護（複合型サービス）のみ）

※　併設により上記事業を運営する場合には、合同で運営推進会議等を設置し、当該運営推進会議等で複数事業に係る評価等を行っても差し支えないが、この場合であっても、各事業の実施状況等の評価が十分に行われるよう留意すること。

**３　運営推進会議等の名称**

　事業所で設置すべき会議の名称の前に事業所名を冠すること。

例：「○○○○運営推進会議」、「○○○○介護・医療連携推進会議」

**４　運営推進会議等の運用基準**

（１）　運営推進会議等は定員の過半数の出席により成立すること。

（２）　運営推進会議等の委員は、運営推進会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、委員を退いた後においても、同様とする。

（３）　運営推進会議等の開催場所は、当該事業所等で開催することとする。

ただし、特別な事情によりやむを得ず当該事業所等で開催できない場合又は何らかの理由で他の場所で開催する必要がある場合にはこの限りではない。

（４）　運営推進会議等の開催頻度は、おおむね２か月に１回以上とする。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（介護予防）認知症対応型通所介護、及び地域密着型通所介護はおおむね６か月に１回以上、療養通所介護はおおむね１２か月に１回以上とする。

（５）　運営推進会議等に係る活動中（移動中）の事故への対応については、各事業所で、移動中の事故も含めた保険に加入する等の適切な対応を行うこと。また、委員の就任を依頼する際、あらかじめ当該内容について説明し、同意を得るようにすること。

**５　運営推進会議等の構成員**

　運営推進会議等は、以下の者から構成する。

（１）　利用者又は利用者の家族

　（２）　地域住民の代表者又は当該サービスに知見を有する者（※１）

　（３）　地域包括支援センター職員

　（４）　市職員

　（５）　地域の医療関係者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護に限る。）（※２）

※１　地域住民の代表者とは、町内会の役員、民生委員、老人クラブ代表者等とし、当該サービスに知見を有する者とは、各事業者が定める協力医療機関等の医師、学識経験者、福祉事業関係者等がこれに当たるものとする。

なお、運営推進会議等は５人以上の委員で構成することし、委員の選出分野の偏重を極力避けるようにすること。

　　　例：利用者家族１人、地域住民の代表者２人、地域包括支援センター職員１人、

市職員１人　計５人

　※２　地域の医療関係者については、（２）の中の「当該サービスに知見を有する者」に加えても差し支えない。

**６　運営推進会議等の主な議事（報告）内容**

（１）　利用者数、平均年齢、平均要介護度等

（２）　サービス提供状況、イベント等（家族会、敬老行事等）の開催状況

（３）　事故やヒヤリハットの件数、発生状況と今後の事故防止に向けた取組方針、改善策の報告

（４）　利用者の健康管理に係る取組み（熱中症、感染症の予防、防止策）

（５）　防災の取組み（消防計画の内容や非常災害時対策、避難訓練の実施状況等）に関する報告

（６）　地域連携（地域の作品展への出展、地域の祭りや避難訓練への相互参加等）及び地域サポートセンターの取組に関する報告

（７）　自己評価及び外部評価の内容検討（直近の会議で報告）

　※　事業所は、運営状況等について評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けなければならない。（水俣市指定基準条例）

**７　関係機関等への報告及び公表**

（１）　事業所は、当該会議終了後速やかに、市に運営推進会議（介護・医療連携推進会議）議事録（兼　報告書）（別紙１）を提出すること。

（２）　事業所は、当該議事録を公表することとし、事業所の窓口等で閲覧できるようにすること。（※）

　（３）　運営推進会議等の記録は、その完結の日から５年間保存すること。

※　事業所等のホームページ等を活用し、公表の機会が増えるよう努めること。また、運営推進会議等における記録の公表については、利用者のプライバシー保護のため、利用者個人が特定される部分は削除するなど配慮すること。

**８　運営推進会議等委員名簿の提出**

　市に対して運営推進会議等委員名簿（別紙２）を提出すること。また、委員に変更があった場合についても同様とする。

（議事録の提出先及び問い合わせ）

〒867-0005　水俣市牧ノ内３番１号

水俣市いきいき健康課高齢介護支援室

ＴＥＬ：.0966-63-3051

ＦＡＸ：0966-62-3670